

2022年8月25日  
日本郵便株式会社

郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業の実施

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、総務省が実施する「郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業」において、青森県五所川原市、神奈川県小田原市および石川県加賀市と連携して下記の実証事業に協力します。

1 事業概要

「郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業」は、マイナンバーカードの利活用を推進するため、地方公共団体から証明書交付事務を受託している一部の郵便局において、証明書交付事務の実施状況や郵便局利用者の利用状況に応じた利活用モデルを形成し、展開可能性を検証するものです。

2 実施内容

(1) 証明書の交付申請手続全てをデジタル化

実施概要	マイナンバーカードを活用して、証明書発行に係る申請手続が実施できる申請用端末を郵便局に設置し、同端末から印字した受付票を窓口到手交した上で、郵便局に設置した複合機で証明書を出力するもの。交付申請手続をデジタル化することで、証明書の交付事務について自治体を介さず、郵便局で完結させることが可能。
実施地域	・神奈川県小田原市（小田原早川郵便局、小田原郵便局、小田原国府津郵便局、根府川郵便局、曾我郵便局） ・石川県加賀市（山代郵便局、片山津郵便局、動橋郵便局、橋立郵便局、山代桔梗ヶ丘郵便局）
実施期間	2022年9月26日（月）～同年12月23日（金）

<イメージ図>

①マイナンバーカードを活用し、証明書の交付申請、受付票印字



【住民】



<申請用端末>

<受付票>

- ②受付票をお渡し
- ④料金のお支払い  
本人確認資料の提示
- ⑤証明書をお渡し

③複合機から証明書を出力



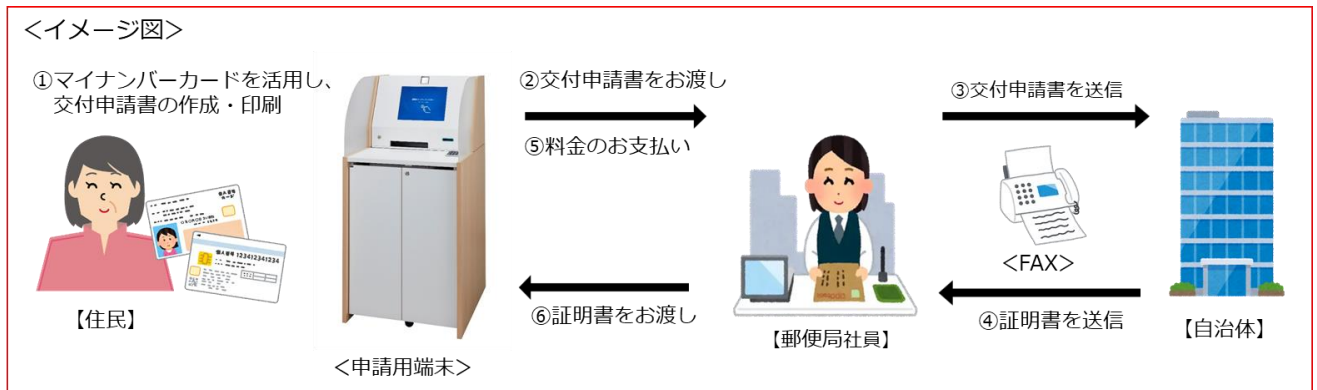
<複合機>



【郵便局社員】

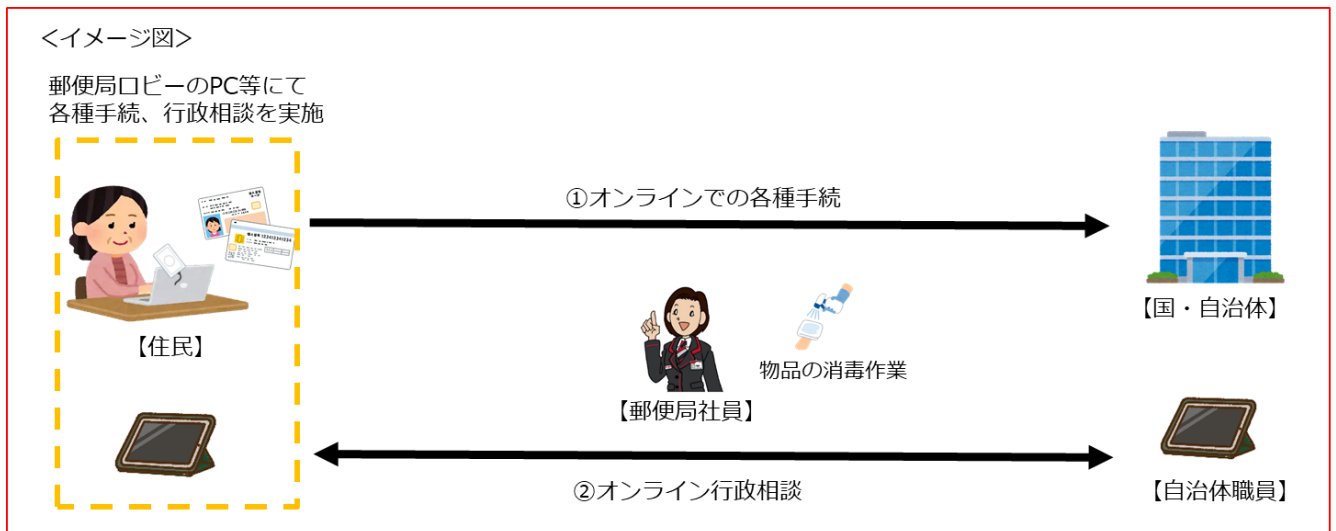
(2) 証明書の交付申請手続の一部をデジタル化

実施概要	証明書発行に関する申請書の作成を支援する申請端末を郵便局に設置し、同端末において、申請者のマイナンバーカードに格納されている氏名などの申請に必要な情報を読み取り、当該情報が自動入力された申請書を発行するもの。交付申請手続の一部をデジタル化することで、お客さまの記載箇所を減らし、申請書の作成が容易となる。
実施地域	青森県五所川原市（七和郵便局、飯詰郵便局、長橋郵便局、三好郵便局、梅沢郵便局）
実施期間	2022年9月1日（木）～同年11月30日（水）



(3) オンラインでの各種手続および行政相談

実施概要	郵便局のロビーにマイナンバーカードを活用できるPCなどを設置し、①お客さま自身で各種手続を実施するほか、②自治体職員によるオンラインでの行政相談（行政手続の申請方法など）を実施する。
実施地域	石川県加賀市（片山津郵便局、橋立郵便局）
実施期間	2022年9月26日（月）～同年12月23日（金）



以上

【お客さまのお問い合わせ先】  
 日本郵便株式会社  
 お客様サービス相談センター  
 0120-23-28-86（フリーダイヤル）  
 携帯電話から 0570-046-666（有料）  
 <受付時間 平日 8：00～21：00  
 土・日・休日 9：00～21：00>